

(仮称) 第2次札幌市 ICT 活用戦略策定支援業務

公募型企画競争 提案説明書

令和6年5月

札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部

1 業務名

(仮称) 第2次札幌市 ICT 活用戦略 (以下「第2次戦略」という。) 策定支援業務

2 業務の目的及び内容

(仮称) 第2次札幌市 ICT 活用戦略策定支援業務仕様書 (以下「仕様書」という。) のとおり

3 業務委託契約の概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

(2) 告示日

令和6年5月17日 (金)

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月24日 (月) まで

4 事業規模 (契約限度額)

7,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) を上限額とする。

※上記金額は事業規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 企画提案を求める項目

企画提案書は、仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。

提案は、「(4) 独自提案」も含め「4 事業規模」の金額の範囲内で全て実施できるものとする。

(1) 過去の実績

都道府県又は市の計画策定業務や調査業務の実績及び同実績を本業務にどのように活かせるかを示すこと。

(2) 業務実施方針

業務の執行体制、業務スケジュール、業務への理解について示すこと。

(3) 個別の実施内容に関する提案について

仕様書「3 業務の内容」に記載している各項目を実現するための対応方針、具体的かつ効果的な実施方法、留意する視点などを示すこと。

なお、下記の項目については、必ず提案内容に入れること。

ア 第2次戦略の骨子案に関する提案

① デジタル分野に関する札幌市のこれまでの取組状況と今後の方向性に関する考察

② 次期戦略の構成案 (目次)

③ デジタル分野に関する国や他自治体の動向調査の方針

④ その他、第2次戦略策定にあたり、調査が必要と考えるデジタル分野の関連計画や統計などの調査に関する方針

イ 有識者会議の企画・運営方針

3 回 (予定) の有識者会議における議題や意見聴取の方向性、その他運営に

関する方針（会場選定、WEB 会議の対応、日程調整、会議資料の作成方針など）

(4) 独自提案

仕様書「3 業務の内容」に示す以外に、効果的と考える事柄があれば提案すること。

6 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者ではないこと。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者であること。
（申請中の者については、一次審査（書類審査）日までに登録されていること。）
- (3) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例7条に規定する暴力団関係に該当する者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協働組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (8) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。

7 参加手続に関する事項

(1) 公募提案に関するスケジュール

ア 企画競争の公募開始	令和6年5月17日（金）
イ 質問書の提出期限	令和6年5月24日（金）※
ウ 参加意向申出書の提出期限	令和6年5月29日（水）※
エ 企画提案書等の提出期限	令和6年5月31日（金）※
オ 参加資格の確認及び一次審査（書類審査）	令和6年6月4日（火）
カ 二次審査（ヒアリング）	令和6年6月10日（月）【予定】
キ 契約締結	令和6年6月12日（水）以降

※提出期限は17時必着とする。

(2) 提出書類等

ア 企画競争に関する質問

①提出方法

様式1（「（仮称）第2次札幌市 ICT 活用戦略策定支援業務」質問書）を電子メールにより、「16 問合わせ先（担当部署）」へ提出すること。

件名は、「（仮称）第2次札幌市 ICT 活用戦略策定支援業務質問書」とすること。

②回答方法

質問書を受理した日から2日（土日・祝日を除く）以内に札幌市デジタル戦

略推進局ホームページ上で回答する（質問者名は公表しない）。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者のみに対し回答する場合がある。

イ 参加意向申出書

①提出方法

様式2（「（仮称）第2次札幌市 ICT 活用戦略策定支援業務」に係る公募型企画競争参加意向申出書）を電子メールにより、「16 問合わせ先（担当部署）」へ提出すること。

②参加資格審査の通知方法

提出を受けた内容等から参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を電子メールまたは口頭にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。

ウ 企画提案書

下記(ア)～(ウ)の書類について、電子データ（正本・副本）を電子メール（4MB 以上の場合はファイル転送サービス等を活用）で「16 問合わせ先（担当部署）」へ提出すること。

正本は、(ア)～(ウ)、副本は(イ)、(ウ)の構成とし、正本は、提案事業者の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者氏名、電話番号等を記載し、副本は、提案事業者が特定可能な記載を行わないこと。

(ア) 企画提案書提出書（様式3）

(イ) 企画提案書（任意様式：A4 サイズ）

(ウ) 見積書（任意様式：経費の内訳・根拠、消費税相当額を記載すること。）

エ 参加の辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

8 選定方法

「（仮称）第2次札幌市 ICT 活用戦略策定支援業務に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）」の審査において、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

- ・参加資格については「6 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- ・一次審査（書類審査）においては、別紙「評価項目及び評価基準表」の審査項目「1. 過去の実績」及び「2. 業務実施方針」に基づき評価を行う。
- ・参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。
- ・一次審査の通過者数は最大4者とする。なお、企画提案者が4者以下の場合は、一次審査を省略する。

(2) 二次審査

- ・一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。
- ・出席者は総括責任者を含む最大3名までとし、WEBでの参加も可能とする。

- ・ヒアリングは1企画提案者当たり約30分（提案説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う（二次審査の対象者数等により、1企画提案者当たりのヒアリング時間は変更する可能性がある）。
- ・二次審査においては、「評価項目及び評価基準表」のすべての審査項目に基づき評価を行う。
- ・企画提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会が定める最低評価基準点360点（最高得点の6割：100（点）×6（人）×0.6）以上であれば入選者として選定する。
- ・実施委員会による採点が同点の場合、審査項目における「3. 個別の実施内容に関する提案」及び「4. 独自提案」の評価点の合計が高い者を入選者として選定する。なお、「3. 個別の実施内容に関する提案」及び「4. 独自提案」の評価点の合計も同点の場合は実施委員会の協議により決定する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務の委託内容については、原則として入選者を委託候補業者とし、契約候補者と札幌市の交渉を通して決定することから、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

協議が整った場合に随意契約を締結するものとし、その手続については、札幌市契約規則による。

なお、入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。また、入選者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

(4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知することとし、選定の結果に対する質問については、原則として、文書にて担当部局に提出すること。

9 個人情報取扱安全基準適合申出書の提出

上記審査によって選定された者は、契約締結の前に、個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式4）を必要書類添付のうえ、電子メールにより提出すること。提出先は、「16 問合せ先（担当部局）」と同じ。

10 参加資格の喪失

本企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、若しくは既に提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し又は利害関係を有することとなったとき

11 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

12 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

13 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

14 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

15 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書類等は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (4) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 札幌市が提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

16 問合せ先（担当部局）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE 札幌ビル8階

札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部デジタル企画課 蓑島、渡邊

電話：011-211-2136 電子メールアドレス：ictplan@city.sapporo.jp